

性と人権 — 性的暴力を許さないために

松島哲久

Sexuality and Human Rights

—On the Impermissibility of Sexual Violence—

Akihisa MATSUSHIMA

Osaka University of Pharmaceutical Sciences, 4-20-1, Nasahara, Takatsuki, Osaka 569-1094, Japan

(Received November 27, 2006; Accepted December 12, 2006)

In this paper I argued the problem of sexuality and human rights in relation to the question how to prevent the invasion of human rights. Such an invasion is caused from various discriminatory views. In particular I focussed on the issue of sexual violence that has been becoming more and more conspicuous on campus. I tried to make clear its psychological and social mechanism in order to prevent such a sexual offense on campus. I think that these sexual crimes are perpetrated due to the low level of human rights consciousness and the vulgar view of human being. Sexual violence is brought about when the distorted ideologies of sexuality and personhood link together with a strong emotion and impulse. From this point of view I proposed the necessity of the humanity education of person, that of sensibility, will and reason, and that this education should be based upon the concept of the absoluteness and dignity of person. Then I tried to make clear that the modern patriarchy family system constitute the ideology of male chauvinism and distorted genital-centered sexuality. In consequence we need a new viewpoint of sexuality and a new social system that make it possible to restore the proper idea of sexuality.

Key words—dignity of person; sexual violence; human rights; humanity education

はじめに

世界に多くの差別が存在し続けている。そこでは人権は踏みにじられ、人は何のために生きそして死んで行くのか、その意味をさえ問われえない。差別とはそのように人間が人間として生きていくそのこと自身の意味を奪うものなのだ。そして差別は必然的に暴力を引き起こす。暴力とは人間からその人間性を奪う行為だからである。人間の尊厳の意識のないところ、どこでも暴力は跋扈する。

差別の形態は多様である。全世界的差別として racism(人種差別), sexism(性差別), マイノリティ差別, 障害者差別などが挙げられるが、わが国固有には部落差別, 在日韓国・朝鮮人差別, ア

イヌ差別等がある。またこれら以外に、宗教上の差別、性的指向性への差別など数え上げればきりが無い。それほど差別はいたるところで行われている。何故なのであろうか。差別の根源はどこにあるのか。私が見るもの、そのすべてが差別現象であるならば、その出所は他でもない私自身であると言わなければならない。私の心が差別を映し出しているということとどまらず、その心が差別を生み出しているのである。差別を生み出す心があって、その心が差別を映し出しているのである。

では、差別を生み出す心とは何なのか。私たちは差別を生きている。では、私たちは差別を好むのであろうか。人より上に立ちたいという欲求、これは差別の心なのであろうか。然りとすべきであろう。

人より上に立てば、必然的に人を下に見る視線が確保される。社会的差別はこのような視線のもとで生じ、強化され、次世代へと引き継がれていくのだと言ってよいであろう。しかし、差別はこの上下の関係だけではない。正常／異常、健康／病氣、中心／周辺、精神／身体、文化／自然、主体／対象、理性／感情、男／女、優／劣、強／弱、多／少など様々な二項対立的関係性のもとでも差別は引き起こされてくる。そのような関係性に基づいて構築された私たちのまなざしに映し出される現象こそが、それを見る私たちの心の内に差別の意識を生み出していくのである。問われなければならないのは、私たちはどのようなまなざしのもとに世界を見ているのかということなのである。世界を見る見方は、そのまなざしを可能にしている私たちの身体の姿勢に関わる。まさに身体に関わるというこのことによって、差別が単に心の問題、主観性の問題だけではないに、同時に、その身体の置かれている社会的位置・階級・状況の問題でもあるということが隠蔽されることなく明示されるのである。

本論攷では、このような差別の視点から生み出される様々な人権の侵害をどのようにして防ぐことができるかを問う一環として、性と人権の問題を取り上げ、とりわけ、大学キャンパスにおいて顕在化してきている性暴力の問題に議論を絞ることにした。それが学生にとって最も深刻な差別と暴力の誘惑のひとつであり、絶対に嵌ってはならない陥穽であろうからである。しかし、性差別がセクハラを生み出し暴力を生み出す、そのメカニズムを解明することなしに性に関する犯罪を防ぐことは不可能である。そうした観点から、わが国において性犯罪は、法的制裁の問題としてどのように扱われてきたのかを概観することから始めて、最終的には、性暴力に含まれる差別的諸相を明らかにすることを通して、性暴力を誘発するその根拠は何かということを知りたいと思う。

1. わが国における性的犯罪に対する法的制裁に見られる姿勢

性の問題は、性差の問題と性現象の問題の両方

を含んでいる。女性差別の問題は古来より続いている根の深い問題である。この克服は容易ではないであろうということは、その歴史の古さからも推測される場所である。古いということは、同時に、根源的でもあるということである。女性差別は人間差別そのものであり、それがどこから来たのかを歴史的視野から問うことは難しい。人類の記憶以前に起源を発する問題であるかもしれない。『聖書』の「創世記」はイブに対する差別の記述から始まっている。したがってその差別の根源を、できるならばその歴史的展望において明らかにすることによって、その克服を可能にすることが望まれる。しかし本論攷では、性と性差に対する現在の私たちの差別的態度の分析から始めて、とりわけ現代のフェミニズムの思想によって提起された諸論点を視野に入れながら、いかにして性暴力を防ぐことができるのかに絞って論じていくことにする。その最初の出発点となるのは、現在の法の問題である。法は性において差別的ではないのかという点から始めたい。まず取り上げるのは、2004年度に改正された「集団強姦罪」についてである。

1-1-1. 強姦という行為の重さは法的観点から正当に判断されてきたか

強姦罪等、性に関する犯罪に対してわが国の法は強盗事件等に比較してその刑罰が軽かったことが指摘されてきた。実際、「強盗罪」が刑法第236条で「5年以上の有期懲役」となっているのに対して、2004年の改正以前には「強姦罪」は刑法第177条で「2年以上の有期懲役」となっていた。また、04年の改正（05年施行）においても「3年以上の有期懲役」と変更されただけである。明らかに、執行猶予の条件が「3年以下の懲役」であるところから、強盗罪に比しわが国の刑法は強姦罪を軽い罪と扱っていることは否定できない。早稲田大学生らをメンバーとした「スーパーフリー」による女子大生集団暴行事件を受けて、改正刑法に新たに盛り込まれた「集団強姦罪」では「4年以上の有期懲役」、「集団強姦致死傷罪」では「無期または6年以上の懲役」となり、執行

猶予が原則認められなくなった点では、重く受け止められるようになったと言うことはできる。しかし、それをあえて「集団」に限定している点で、刑法は強盗罪と強姦罪を質的に違うものと判断していると考えざるをえない。すなわち、私的所有物の「強取」の行為に対する制裁の方が、女性への強制的な精神的・身体的な性的侵害の制裁よりも重いという判断である。この価値観がどこから出てきているのか、つまり、性の犯罪行為を軽く見るその見方そのものを成立させている根拠が問われなければならない。それが性に対する日本社会固有の差別的観点に根差していることもあり、人類に汎通的なものもあろう。

性差別を乗り越えようとする国際的取り組みとしては、1979年に国連によって採択された「女子の差別の撤廃に関する条約」、第48回国連総会「女性に対する暴力に関する宣言（1993年）」等が代表的なものとして挙げられる。そこにおいて再認識させられるのは、性の差別は、その多様性ととともに、世界的に根深く存続し続けているということである。私たちはここに男性中心主義の多様な現れを見てとることができる。女性の人権が思想の根源において認められていない世界の現実がここにある。キリスト教、イスラム教、ユダヤ教において、仏教・神道において性が差別されてきている現実を国連はようやく直視し、その乗り越えの努力を国際社会に呼びかけるにいたっているのである。私たちはこのような角度から、すなわち、人類がようやく自己の差別的あり方を類として自覚し、その乗り越えを自らの課題に据えたという方向性のもとに、性差別の問題の考察を試みることにしたい。

1-1-2. 性に関するアメリカ合衆国の法的歴史

性に関する行為の制裁（サンクション）は、大きくは姦通罪、同性愛等逸脱した性愛に対する刑罰、強姦罪に分けられるであろう。これら3つの性行為を、ピューリタンの植民地時代のアメリカ

合衆国では、重罪と見なして死刑としていた。しかし独立革命後の合衆国憲法修正第8条によって「残酷で異常な刑罰」の禁止が定められて以来、19世紀の半ばまでに北部ではほとんどの州で、死刑は殺人、反逆罪に限定されるようになった¹⁾。しかし南部でレイプが死刑とされなくなるには、1972年に連邦最高裁がレイプ犯への死刑の適用を違憲とするまで待たなければならなかった。また姦通罪はいくつかの州で残存しており、アメリカ以外に姦通罪が存続しているのは、世界で韓国とイスラム諸国のみである。同性愛については、1986年でさえ連邦最高裁は同性愛を犯罪とする「ソドミー法」を合憲としていて、連邦最高裁が同性愛者の権利を擁護する裁定を行ったのは1996年のことであり、ソドミー法はいまだ違憲とされていなくて、州によっては存続しているのがアメリカの現実である。

このように、とりわけピューリタンの視点からの性への厳格な対応がアメリカ合衆国の特徴のひとつをなしているが、当然それへの反発も大きい。「性の直視」ということがその特徴であると鈴木透氏は、『性と暴力のアメリカ』で指摘されている。それ故に、国家統合の理念形成の必要性から、性への厳しい対応が生まれたとされる。国家統合のためには、性行為に対する考え方をあいまいにはおけないということである。それがキリスト教教義と重ね合わさって、性への厳格主義が徹底された歴史が形成されたと言ってよいであろう。しかし、レイプ犯を死刑としてきた歴史は、決して女性の人権を重んじた結果ではない。白人女性を犯す黒人男性への憎悪による報復、いわゆる黒人へのリンチによる処刑の延長であったと言われる²⁾。女性を白人男性の所有物のように扱う姿勢は、他の諸国と変わらない。アメリカでは女性差別が人種差別と結合し、それがまた性愛への差別と結び付いている。アメリカでの性の厳格主義は、この3重の差別の結果として考えられるのである。

私たちは、このようなわが国とは大きく違うアメリカ合衆国の性道徳、性への法を対照軸として視野

1) 鈴木透：性と暴力のアメリカ（中央公論社）2006。

2) 同上。

に入れながら、性および性差の意識がどのように犯罪に結び付き、それへの制裁がどのように考えられるかを聞きたい。

1-2-1. 強姦という行為の意味と制裁

私たちはまず次のように聞きたい、何故強姦行為は許されないのかと。それは「無力化された女性に対する性的侮辱行為」だからであると一応は答えることができるであろう。

強姦罪がわが国で女性のみに対するものとしている点で、セクシュアリティに対する差別、異性愛中心主義が脱却できてはいないとしても、少なくとも女性の人格に対する侮辱、侵害であるという認識に立って制裁が考えられているとすることができるであろう。したがって、人格の尊厳をどのように守るかという視点に立たなければ、この行為への制裁の根拠は出て来ない。しかも同時にそれは単なる暴行ではなく、性的な暴行であるということである。それは性が持つ人格性との根源的関係の認識を抜きにしては考えられない。したがって、強姦という性的暴行行為は、男性／女性、異性愛／同性愛の差異との連関で性の暴力の意味を捉えることを要求している。そしてそれは、性がどのような意味をその人間性において持っているのかという問いに密接に関連している。

私たちが性を、私たちの人間性においてどうでもよいものと見なしているとすれば、それだけ性的暴力は許されるものとなっていく。また男性にとってのみ性が意味があるものとすれば、男性による女性への性的暴力は制裁の対象となくなってしまうことになる。そのような歴史は、わが国でも、古代ギリシャでも、また他の諸国でも見られることである。したがって、性において問われるのは、人格における人間性への自覚ということに他ならない。私たちが強姦という行為を卑劣であると感じるのはそこから来ている。逆に、そう感じない人はどうかと言えば、直截に、そのような人は人間性の感覚を完全に喪失してしまっているということである。

1-2-2. 「合コン」という名の誘惑

仕組まれた集団レイプの場を準備するものとし

て、「合コン」が大学生たちの中で利用されていることが大きな問題となっている。先に言及した早稲田大学事件を機に、集団強姦罪が新設されたが、それが抑止効果を発揮することなく、京都大学の学生で元アメリカンフットボール部員らによる強姦事件が起こった。この連鎖を止めることが、セクハラへの対応とともに、大学教育において急務となってきている。

合コンという集まりは、出会いの場を準備するものとして、それ自体では決して非難されるものではないであろう。しかし、それがセックスの相手捜しのための手段となってしまったとき、問題が生じることになる。早稲田大学事件後、同種事件の巧妙化とマニュアル化が確実に進んできている。コンパにおいて一気飲みを行い、誘う側の一人が泥酔し嘔吐する振りをすること、その後マンション、ホテルでの休憩へと女性を誘う一連のマニュアルがインターネットによる情報交換で公然と行われているのが現実である。ここに見られるのはIT時代の典型的な犯罪であり、犯罪への誘惑であり、さらにはヴァーチャルの現実の肥大化による犯罪意識の希薄化である。法的にはわが国でも国連の宣言を受けつつ、女性に対するあらゆる暴力の撤廃に向けて法整備がなされ、罰則も強化されてきている。そのなかで私たちは今一度、暴力を惹起させるその心的構成について言及すべきではなかろうか。現実感覚が希薄化してきている現在にあって、性と暴力の現実を自覚する作業は不可欠である。

2. 性暴力を誘発するものは何か

私はこの問いに対して、それは人権意識の低さ、それが基因する人間観の低俗性から来ると言いたいのである。人権の意識はわが国において高いとは言えない。大学生においてもまた、多くの大学でセクハラ、性的暴行が後を絶たないように、「断固人権を守り抜く」という姿勢が見られるかというと、そうは言えない。何故それほどまでに、大学生においてさえ、人権の意識は低落してしまっているのだろうか。その理由を以下の順序に

従って論じていきたい。しかし、前以て一言で言うことを許されるならば、それは、人間性に対する哲学・倫理学の教育がわが国においてなされて来なかったからであると言いたい。少なくとも公的教育で体系的にそのような教育はなされては来なかった。したがって、人権教育の充実化がいくら目指されていたとしても、その理解は学生の意識の表層に留まっていて、深い自覚とはなっていない。すなわち、人格への根源的理解に基づいて個人の尊重、人間の諸権利への理解がなされているのではないということである。したがって、必然的に人権の意識は低下し、その人間観は卑俗、低劣なものとならざるをえないと私は考えている。

2-1-1. 暴力を誘発するもの：強い情動と歪んだ観念体系

まず性暴力の問題において、性の欲求が暴力へと転化するのなぜであろうか。一般に暴力は、怒り、欲望、嫉妬などの人間の激しい情動が自己抑制不可能状態に陥ったとき、暴発すると考えられる。このような情動を自己抑制する能力が、人間の意志であり理性である。人間の崇高さを理念として掲げうるのは人間理性であり、それを自己の自由において選択するのは人間の意志だからである。したがって、このような自己抑制の能力としての意志と理性能力が普段から自己訓練されないとき、暴力は容易に誘発する。もし自己抑制能力としての人間の意志と理性とが、暴力を許したり肯定したり奨励したりする社会環境で育成されるとすれば、そのような理性はその発展を阻害され、崇高なる理念を自らのものとして掲げることができなくて、その結果、本来自由のうちで働くべき意志は、その目指すべき目標を見失って、暴力への誘惑に無防備となり果てる。この場合の暴力は、単に葛藤状態における激しい暴力というよりは、熱を失った暴力、冷徹な暴力として現象することになる。したがって性暴力は単なる性的欲望の爆発だけではない。同時に理性の問題で

あって、性に対する、あるいは性愛に対する歪んだ観念体系が問題なのである。では、そのような暴力を誘発させないためにはどのようなことが必要なのであろうか。

2-1-2. 暴力を抑制する意志と理性能力はどのように育成可能か

人間の自由意志も理性も含めて、人間の諸能力全体はそれが向かって行く目標なしには、したがってそれを明示する人間教育なしには発展しえない。理性を自己抑制能力のひとつとして考えた場合、理性が感情を理解し、感情の方は意志を媒介にして理性に従う、そのようなことを可能にする教育が要請されるのである。感情は他者との豊かな出会いを通して共感能力を発達させ、その共感能力は理性能力へと発展する。他者への共感能力が高いということは、本来、同時に理性能力が高いということ、また感性能力が豊かであるということと一致してはじめて言いうることなのである。いわゆる「頭の良さ」がこのような理性能力の高さを示すこととして語られることが少ない社会は、それだけ歪んだ社会であると考えてよい。たとえば、医療の世界における「頭の良さ」はそうであってはならないであろう。頭＝インテリジェンスは感性と共感の能力に支えられているのでなければならない。医療の根底に暴力を誘発する教育があってはならないのである。

では、人間教育において暴力抑制の構造とシステムをどこに求めればよいのであろうか。ここで私はスローガンの次に次の3つを挙げておきたい。その第1は「弱者」を知りうる理性教育であり、次に「弱者」に出会いうる共感教育、最後に「弱者」をケアしうる感性教育である。ここで何故「弱者」なのかが問われうるであろう。

他者を知らない私は、他者の弱さも私の弱さも知らない。自我は他者を通して自己の弱さを知るのである。理性もただ自己の概念の同一性に閉じこもっている限り、傲慢であり、自己以外のものを本当は何も知りえないのである。理性認識は、

その場合、自己同一性の認識に終始する。したがって理性が、E. レヴィナスの言うように³⁾、「他者を迎え入れる」ことができるとうき、本当の意味で弱者を知ることができるのである。他者である弱者と出会い、ケアしうる豊かな共感と感性の能力を育てる教育の根底には、人間性への深い愛情と理解とがなければならないであろう。

次に問われるのは性愛の問題である。肉的欲情が暴力へと転化しない根拠が問われなければならないからである。それは欲望における人間的な意味と愛の問題に関わる。

2-1-3. 歪曲した欲情と愛の心情の高貴さ：タブーへの挑戦

レヴィ＝ストロース⁴⁾を代表とする文化人類学の成果は、タブーを人間と動物を分かつものと捉えた点である。インセスト・タブー（近親相姦の禁止）とカニバリズムのタブーがそれである。なぜ人間はそれらをタブーとしてきたか。それによって人間が自己を自然から切離し、自らの社会を構成し人間としての文化を可能としたということである。性犯罪はこれへの重大な挑戦なのだということをよく考えてみなければならない。性犯罪が破廉恥罪と言われて、社会はこれを許せないものとして忌避しようとする理由もここにある。タブーの侵犯は人間を再び動物の世界へと貶めることになるという直観がその根底に働いている。

性犯罪が直接人間のタブーを破るものではない。しかしタブーの根底にインセストという性的関係が介在しているということが問題の本質を構成している。性における犯罪、暴力は人間を人間として成立させた性に関する原規定への侵犯であり、それを覆すものだというのである。この原規定が実際には何であるのかは、歴史的には不明であると言わなければならないかもしれない。あるいはそれは、歴史以前の、人間の歴史を創始した規定であって、永遠の謎であるのかもしれない。しかし、性のタブー

が、ピューリタンのアメリカ史ほどではないとしても、世界的に宗教上の一大問題であり続けて来たことを考え合わせれば、性的タブーの人間社会において持つ意味は限りなく大きいと言ってよいと思われる。したがって人間的性愛が動物的欲情と区別して語られなければならない。つまり、インセスト・タブーによって成立した性の秩序において人間の性愛が成立し、性的犯罪はそれへの逸脱であると同時に、その根底はタブーに通底しているということなのである。そこに人間性を解体させる暴力の根拠が見いだせるのである。（カニバリズムが人間社会の維持を不可能にし、人間性を解体するということ、臓器移植の技術がこのタブーに抵触していないのかという問いは別に論じたので、ここでは言及しない⁵⁾）

では人間の崇高さ、尊厳の観念はどこから生まれ、それがどのように愛と結び付きうるのだろうか。これは愛の心情の高貴さの問題である。人間の性的交流が精神的愛に支えられたものでなければならないことは、多くの宗教・道徳においても語られてきたことである。そしてその精神的愛が人間的欲求、欲望と別のものではないことは、メルロー＝ポンティが『知覚の現象学』で明らかにしたところである。人間的身体性において精神的なもの欲望は一体となってひとつの意味を形成していくのである。性的欲望が人間的なものとして、精神的愛と一体となって他者との交流がなされることを通して、愛という心情は人間の崇高さを体現し、それによって人間の尊厳の観念が現実の世界において自らを実現すると言いうるのではなかろうか。

もし事情がそうであるとすれば、わが国における性と人権に関する教育はどうであったか。愛の心情と他ならぬ人間そのものの尊厳という観念が乖離してきたところに、わが国における人権教育の不徹底さの原因があったのではないか。それ故に人権教育は建前としてしか受け止められなかつ

4) C. Lévi-Strauss: *Race et Histoire* (Unesco) 1952. レヴィ＝ストロース (荒川幾男訳)：人種と歴史 (みすず書房) 1970.

5) 松島哲久：医療の中の野蛮，太田富雄編著『現代医療の光と影』(晃洋書房) 1996.

6) M. Merleau-Ponty: *Phénoménologie de la Perception* (Gallimard) 1945. メルロー＝ポンティ (中島盛夫訳)：知覚の現象学 (法政大学出版局) 1982.

たのではないか。試験に出されれば答えるが、それを自らの道徳原則にはしていない、そういう事態を教師も学生も相互の暗黙の馴れ合いのもとに放置して来たのではなかったか。ということは、人権教育は、その志しに反して、人権教育はどうでもよいということを同時に教え続けて来たということになるのだ。これは、まったく逆のことを同時に要求しているという点で、ダブル・バインドの事態であり、このような真摯さと責任感の欠如した建前の人権教育によって、人権の意識は絶えず解体させられ続けて来たと言っても決して過言ではない。このような長期にわたる強迫観念的、ダブル・バインド的な人権教育による人権意識の組織的解体の歴史への根底的な反省のもとに、人間教育、倫理教育が再構築されない限り、人間性への根源的冒瀆である性暴力がなくなることは決してないであろうし、おそらく事態は時の進行とともにいっそう深刻化していると考えざるをえない。ダブル・バインド状況を放置しているということは、建前として言っていることはどうでもよいこと、人権はどうでもよいと教え続けているのと同じことであり、その最高の教育方法だからである。そういう意味で、「建前の教育はやめよう、本音で語ろう」ということがスローガンにもなりうるのだ。もっともそれ自身がダブル・バインド的に言われるのであれば、という条件付きではあるが。

以上においてわが国においてなぜ性に関する人権教育がこれ程までに困難なのかというその事情が少しは明確になったのではなからうか。それは性愛という心情を人権意識という高度の人間性への理念へと結び付けて体現していくという努力の困難さである。それが様々な性に関する行為と直接・間接的に結び付くことから、その責任の回避がなされて来たということに他ならない。

しかし、セクシュアリティが問題となるとすれば、何故男が女性を性的に襲うことがことさらに問題視されるのかが問われなければならない。そこで問題とされているのは、男中心の社会におけ

る男のセクシュアリティ、欲動の歪性である。それは男性中心主義と異性愛中心主義の結合としての性的倒錯の問題である。それは同時に、哲学的には、そのような性的意識が倒錯であるという認識の欠如の問題でもある。

2-2-1. 性への差別：gender/sex 差別と sexuality 差別

社会構築主義の議論は、先天的だと思われてきた多くの観念を、社会に起源を発するものだと再認識させてくれた⁷⁾。とりわけフェミニズムの思想家、研究者たちによって明らかにされてきたのが、自然と思われるほど当然視されてきた様々な性的諸観念に関わる対立と差異もまた、社会において構築されてきたということである。男性/女性の性差も生物学的差異というよりも、むしろ社会的・文化的区別(gender, ジェンダー：社会的・文化的性差の意識)によるということが、一定の学的根拠を持って明確に主張される。ここには遺伝型か表現型か、それとも両者を相補的と考えるか、あるいは両者の確率的対応関係を見るかといった議論は依然として残されてはいるが、しかし、それまで議論の余地さえないという言葉の宇宙に思考の可能性を切り開いたことによって、性差のアイデンティティに基づくセクシュアリティも、それに応じて多様化されるものだというところへの理解が急速に進むことになった功績は限りなく大きい。その上に立って「性同一性障害」と言われている事象は病とされるべきなのか、そうではないのか、あるいはそのような事象を自ら障害として受け止めて悩んでいる人への理解はどのようにして可能かなどが、性への差別観を脱却して問われるようになってきているのである。

では何故、私たちは長い期間にわたって男性中心的に性愛を考え、異性愛を正常と見なし、同性愛を病的ないし異常と見なしてきたのか。アメリカ精神医学協会が同性愛を精神病のリストから外したのは、ようやく1974年になってからにすぎない。医学もまた社会の思想、価値観と独立ではありえないことの典型的な証左のひとつとなりうる事象であ

7) 上野千鶴子編：構築主義とは何か（勁草書房）2001.

る。この解明に力があつたのが先に言及した社会構築主義の理論であった。

2-2-2. 近代家父長制血縁家族社会と性愛の歪曲化

男性中心主義的社会形成の歴史は古いとしても、近代西欧において資本主義が勃興し、労働が男女によって役割分担されるようになり、近代社会が近代血縁家族を主要単位として構成されてきたことが、現在の性差別を語る上で最も重要な点であろう。⁸⁾ 男と女が協同労働をしなくなり、男は外で賃金労働をおこない、女は家庭内労働と育児という労働の分割は、性の役割への観念を大きく変えることになった。この労働の分割はあらゆる二分法的対立に通底する。冒頭でも言及したが、繰り返して言えば、男/女、主観/対象、精神/身体、理性/感情、人間/動物、文化/自然、正常/異常、健康/病気など、あらゆるところにこの二項的対立の思考が行き渡る。そしてその根底に資本家/労働者という階級対立を想定したのがマルクス主義であった。このような差異と対立の体系において近代市民社会が構造的に構成されているとして、そこでの性の問題はどのように問われるべきなのであろうか。

労働の分割の問題点は、家族が他へと閉じられて構成されることである。それはなるほど、内においては私的空間である。しかし、外に対しては家父長としての男が代表する。その男が社会において生産労働を受け持つ。その意味では、女と子どもは社会から締め出される、というより家父長としての男で代理表象されるのである。その意味で家族は男によって閉じられる、男によってその内部に居住する女と子どもは社会から隠されて、私的空間が成立しているのである。この閉じた空間において何がなされてきたのか。フロイトが精神分析によって解明したのはまさにこの事態である。すなわち、ウイーンの上流家族の精神の病理である。

フロイトが明らかにしたのは、家父長的権威をもった父親に対して、母親をめぐる愛憎の葛藤において男の子が無意識に抱く去勢への恐怖の物語、エ

ディプス・コンプレックスの物語に象徴されるような、近代家父長制血縁家族における性愛の歪曲化の問題である。すなわち、性愛が心身の全体性において捉えられるのではなくて、性器中心の、性愛とも言えない性愛へと矮小化されてしまうことである。ここから様々な精神的病理の現象が説明されるほど、フロイトは人間精神に与える性の欲動の持つ力を重視した。

性愛が性器中心に限局され、身体化されるということは、その性的欲動の向かう先が、精神ではなくて身体だということである。この精神なき身体への性愛を最もよく象徴するものが、まさにポルノグラフィーである。性愛がこのような性の商品化としてのポルノグラフィーと結びつくことによって、性犯罪が加速される。性暴力とは、本来のセクシュアリティが相互人格的交流を目指すものであったのに対して、セクシュアリティの相手の商品化・対象化・物象化を前提として、その支配、所有を目指してなされる行為である。あるいは逆に、そのような行為一般を性暴力と呼ぶ方が正確だと思われる。

しかし、そのようなセクシュアリティは、性器中心に歪曲化されているという点で、また自己のその全体性において捉えられていないという点で、自己からも疎外された性愛である。性愛の自己疎外化は、人間性の貧困化を帰結する。それは人間性・人格性の解体、いわゆる人間の動物化、人間の尊厳の毀損の行為であって、それはただ単に他者の人格の毀損に終わらず、その結果は自己へと跳ね返ってくる。すなわち必然的に自己の解体をもたらす行為なのである。それは他方で女性の置かれている立場から見れば、性のはげ口、物として弄ばれること、自己の人格の毀損、個人の尊厳を奪い取られる屈辱の行為である。性暴力が人が人として関係する根底の信頼関係を毀損するという意味で決して許されない、人間性に対する重大犯罪行為であることがここで再確認される。すなわち人間のタブーを犯すことなのである。

8) 松島哲久：現代医療と家族，大阪薬科大学教養論叢「ばいであ」Vol. 26 (2002)。

2-2-3. 新たな性への展望にむけて：生殖革命・性革命のもたらせたもの

避妊薬ピルと人工授精によって性と生殖の完全分離が完成する。そのことが現実に可能となって、産む権利／産まない権利はリプロダクティヴ・ライツとして女性自身が持つ権利として承認されるようになってきたのである。これによって近代血縁家族制度を支えてきた結婚観・恋愛観のイデオロギーがその根底から揺らぎを見せてきている。monogamy/polygamy, heterosexuality/homosexuality, 法律婚／事実婚, 嫡出子／非嫡出子, 能動的性／受動的性（すなわち「ベッドの中の平等」、女性の性的主体性の自己主張）等の二分法において前者を上位価値とする価値観の体系は差別的と認識されるようになってきているのである。そこに見られるのは性≠生殖≠結婚という新たな論理であり、生殖革命、性の革命と呼ばれる。これらの意識の変革は、従来の性に関わる差異と対立によって成立していた一定の性の体系を破壊したということの意味する。そのことは同時に、性に関する無秩序状態を脱して、新たな差異の体系が要請されているということである。それが、従来の性的秩序を構成していた社会システムに代わって、新たな社会システム形成の論理の構築を可能にするのであって、新たな性への展望がそこから開かれてくるのである。

おわりに

本論攷では性暴力の問題を中心に人権の問題を問うてきたが、人間に対するあらゆる差別が一つに結び付いて社会に暴力がもたらされるのだということが、私たち自身のこととしてもっと認識されるべきであろうと思われる。薬害の歴史、水俣病の歴史を振り返るまでもなく、絶えず弱者を産み出すことによって成り立ってきた社会をいかに変革しうるかが問われているのである。

世界的な差別の他に、わが国固有の差別があることは冒頭で指摘した。これらの差別を乗り越えようとするれば、それはどのような歴史的、社会的偏見の下にそれら差別が形成されてきたのかを認

識し、その不条理性・反人間性を理解するのだから不可能である。その知識、理性の教育がなければ偏見と差別は超えられないし、それどころか、差別を拡大再生産し続けることになる。経済が豊かになればなったで、それに対応した差別が生み出されてくる。社会の内に制度化されて無意識となった差別のイデオロギーは、それ故、意識へもたらされなければ乗り越えられない。また差別する者は、そのままでは差別される者の痛みが分からない。差別される者の痛みの分かる教育は絶えざる人権教育をほかにない。したがって、人権啓発の教育は単に学校の中での教育にとどまっているべきではない。地域、社会、国家、国際社会において取り組まれるべき課題である。

最後に、わが国において何故差別が無反省的に絶えず生み出され続けてきたのかを問いたいと思う。その一端に、ヒューマニズム教育の欠如として人格概念の決定的な欠落があるのではないか。そこから相互に人格を認め合うことができるだけの自己が確立されていないことによって、反動形成としての差別の心情が絶えず生み出されてきているのではないかということである。人は絶対的人格として尊厳を持っていることが教育されてこなかったとすれば、人間性への無知からくる人間への侮蔑観が心情において形成されるのは必然ではないか。自己および他者を代理不可能な個人として尊重することができないことは、心理学的には、かけがえのない人間として本来の意味で尊重された経験が欠如していることから、相手をかけがえのない人格として愛することができなくなっているということである。非人間的扱いを受けたことからくる心的外傷(トラウマ)による人格の反動形成、また主体性の欠如としての自己の確立の欠如などが差別を構成するものとして考えられる。このような点を考慮すれば、わが国の教育において何が最重要課題として提起されるかは自明であろう。人格の絶対性の上に立った教育である。

(本論文は大阪薬科大学の全学生を対象として2006年6月26日、29日、30日、7月5日にわたって行われた大阪薬科大学人権委員会主催『第1回人権レクチャー』の講義をもとにして纏め上げたものである。)